

御かへり事に、年のうちもおこなはれたるれいあるかにて候まゝ、おこなはれてもくるしからざるかのよし申さるゝまゝ、ことしおこなはるべき也、十一日、けふよしのほうへいにてぢんのぎあり、まやうけい萬里小路大納言、辨かんろとつねもと、神祇官へはにかにかりさいもくの事つきてくるゝまゝ、けふは神祇官へはゆかず、十二日、神祇官へはけふかりさいもくの事どゝのほりてするゝとありて、御はいになる、日の御さにぎよけんないゝにておかるゝ、御れん頭辨頼房まいる、御はいのやういつものごとく、よしのほうへいの日のまへ、三日より御えんしにてさしあひたるものまゆうふくきやうふくなどもいたさるゝ、そのゝちより三はいてうなる、二十五日いせのさいし、よしのほうへいするゝとありてめでたし、よしさいし申て一まんど御はらい参る、

〔玉露叢〕御即位記

一 寛永七年九月十二日、御即位正明之事アリ、略中亦御即位ノ由ヲ伊勢大神宮へ申玉ハン爲ニ、奉幣使ヲ立ラル、事神祇官ニテ行ハル、儀式アリ、由奉幣ト申ハ此事ナリ、今度モ勅使ヲ立ラルトゾ聞ヘシ、

〔御昇壇記〕

一 寛永七年甲寅十一月三日、巳刻御即位御中日時定、并可有發遣奉幣大神宮日時定、  
上卿 櫛笥大納言 奉行 甘露寺頭左中辨  
官方 日野權右少辨 勘文 土御門陰陽頭  
擇申可被<sub>レ</sub>告御即位由於伊勢大神宮日時

・ 今月七日丁酉 時巳

寛永七年十一月三日

陰陽頭安倍朝臣泰連略中